

(目的)

第 1 条 この要綱は、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 19 条の規定に基づき、添田町立の小学校及び中学校に在学する児童生徒のうち、経済的理由によって、就学困難な児童生徒に対し、必要な援助（以下「就学援助」という。）を与え、義務教育の円滑な実施を図ることを目的とする。

(交付の対象者)

第 2 条 教育委員会（以下「委員会」という。）は、町立小学校又は中学校に在籍する児童生徒の保護者で、次の各号のいずれかに該当するものに対して行うものとする。ただし新入学用品費については新入学予定者の保護者も含まれる。

- (1) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 6 条第 2 項に規定する要保護者
- (2) 生活保護法第 6 条第 2 項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると委員会が認めた者

(援助費の種類)

第 3 条 就学援助は、次の各号に掲げる事項について、児童生徒 1 人につき別表 1 に掲げる範囲内において行う。ただし、要保護者が生活保護法第 13 条の規定により、教育扶助を受けているときは当該援助費を交付しない。

- (1) 学用品費
- (2) 通学用品費
- (3) 校外活動費（宿泊を伴わないもの）
- (4) 校外活動費（宿泊を伴うもの）
- (5) 新入学用品費
- (6) 修学旅行費
- (7) 学校給食費
- (8) 医療費

(援助の方法)

第 4 条 就学援助は、金銭給付によって行うものとする。ただし、これによることのできないとき、これによることが適当でないときその他援助の目的を達するために必要があるときは、現物給付によって行うことができる。

(交付の申請)

第 5 条 就学援助を必要とする保護者（以下「申請者」という。）は、就学援助申請書（新規・継続）及び世帯票・委任状（様式第 1 号）（以下「申請書」という。）に、当該児童生徒と同世帯全員分の所得証明書を添えて、委員会に提出しなければならない。ただし、要保護者については、この限りではない。

2 申請者は、第 1 項の規定によるもののほか委員会から証明書類等の提出を求められた場合は速やかにこれを提出しなければならない。

(認定及び通知)

第 6 条 委員会は、前条の申請があった者については、当該申請書及び書類を審査したうえ、次の各号のいずれかに該当する場合は、就学援助の認定を行う。

(1) 生活保護基準額を所得とみなし、児童生徒と同一生計を営む者全員の所得の合計がその 1.2 倍以下の場合

(2) その他就学援助を必要とする特段の事情があると委員会が認めた場合

2 委員会は、前項の規定により認定を行ったときは、すみやかに学校長を経由して申請者に通知しなければならない。

(就学援助費受領の委任)

第 7 条 就学援助の認定を受けた者は、申請書をもって就学援助費の交付請求、受領等の権限を学校長に委任するものとする。

(就学援助の期間)

第 8 条 就学援助を受けることができる期間は、委員会が認定の申請を受理した日の属する月の翌月（4 月に受理した場合に当たっては同月）から当該年度の 3 月までとする。ただし、委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(援助の廃止及び停止)

第 9 条 委員会は、次の各号のいずれかによる場合は、就学援助を廃止又は停止するものとする。

(1) 保護者が就学援助を必要としなくなったとき。

(2) 保護者が虚偽の申請をし、就学援助費の交付を受けたとき。

(3) 本要綱に規定する条項に違反したとき。

2 委員会は、前項の廃止及び停止をしたときは、学校長を経由して保護者に通知しなければならない。

(援助費の返還)

第 10 条 就学援助費の給付を受けた者は、既に給付された就学援助費について、委員会から返納する旨の通知を受けた場合は、速やかにこれを返納しなければならない。

(補則)

第 11 条 この要綱の施行に関し、必要な事項を委員会が定める。

附 則

この告示は、平成 25 年 12 月 28 日から施行する。

附 則（平成 31 年 4 月 1 日訓令第 1 号）

この訓令は、平成 31 年 10 月 1 日から施行し、改正後の平成 31 年度以降添田町就学援助費交付要綱について適用する。